

意見書

平成 23 年 1 月 21 日

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部事業政策課 御中

郵便番号 105-7304
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) びーびーかぶしがいしゃ
氏 名 ソフトバンクBB株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7316
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏 名 ソフトバンクテレコム株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7317
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏 名 ソフトバンクモバイル株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

「電気通信事業分野における競争状況の評価に関する実施細目 2010(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

このたびは、「電気通信事業分野における競争状況の評価に関する実施細目 2010(案)に対する意見募集」に関し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。

以下のとおり弊社共の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

頁	段落	意見
1 頁	1 2010 年度競争評価 の基本的な考え方 1-1 定点的評価	<p>【総務省案】</p> <p>定点的評価の対象は、2009 年度に引き続き、①固定電話、②移動体通信、③インターネット接続及び④法人向けネットワークサービスの 4 領域とする。</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> FTTH 市場における、東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿のシェアは 74.5%※と高い水準にあり、依然として公正競争上の懸念が強い状態にあります。よって、2010 年度の競争評価制度(以下、「本制度」という。)においては、FTTH 市場に関して重点的に分析を行うべきと考えます。 <p>※電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データ(2010 年度第 2 四半期(9 月末))(2010 年 12 月 28 日公表)</p> <p>(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban04_01000003.html)</p>
1 頁	1-2 戦略的評価	<p>【総務省案】</p> <p>2010 年度は、2009 年度の戦略的評価「電気通信サービスに係る消費者選好の変化に関する経時的分析」にあるとおり、FTTH と 3G 携帯電話の両方を利用している利用者の割合が 2005 年度以降増加を続けている中(2005 年度 10%→2009 年度 56%)、スマートフォン、タブレット PC といった新たな携帯端末が市場において注目され始めたことを踏まえ「携帯電話端末、スマートフォン、タブレット PC の需要代替性の調査」を取り上げることとする。</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 実施細目は、「競争評価の具体的な実施プロセス等の詳細を定めるもの」とありますが、戦略的評価については、その詳細

頁	段落	意見
		<p>が公表されていません。意見募集等を通じて本制度に「幅広い知見を反映させる」ためには、戦略的評価の目的、収集データの内容及びデータ分析の方法等を実施細目に明示すべきと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> また、2010年度の戦略的評価のテーマを、市場において注目され始めたことを理由に「携帯電話端末、スマートフォン、タブレット PC の需要代替性の調査」としてはいますが、当該テーマだけではなく、「光の道」構想に関する基本方針が示されたことを踏まえ、FTTH 市場に関する調査・分析を合わせて行うことが、「IP 化・ブロードバンド化・モバイル化・ユビキタス化を背景とした市場の競争状況の変化の正確な把握」等、といった本制度の目的に沿うものと考えます。
2 頁	2 競争評価における透明性の確保	<p>【総務省案】</p> <p>競争評価のプロセスについて、十分な透明性を確保するとともに、関係各方面の幅広い知見を反映させる観点から、実施細目及び評価結果について意見招請を実施するとともに、事業者説明会等を必要に応じて開催する。</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 本制度における透明性を確保するためにも、戦略的評価のテーマ選定基準や選定プロセスを公開すべきであり、事業者への説明会については、「必要に応じて開催」ではなく、「原則開催」すべきと考えます。
2 頁	3 情報収集	<p>【総務省案】</p> <p>また、戦略的評価については、迅速かつ柔軟な分析を行うために主として Web アンケートを実施することを検討する。</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 過年度の本制度で実施されたアンケートでは、実施方法や対象者の選定基準、質問項目等について詳細な情報は公開されていません。本制度の透明性確保と分析における恣意性排除のために、上記項目を事前に公開するとともに意見募集の対象とすべきと考えます。
3 頁	4 市場の画定	<p>【総務省案】</p> <p>電気通信市場は、技術革新が急速であり、サービス市場の外郭を固定的・永続的とみることが競争状況を的確に把握する上で適当ではないことから、数年程度の比較的短い周期で市場画定の見直しを検討することが望ましい。</p> <p>特に、昨今の電気通信市場を取り巻く環境を俯瞰すると、スマートフォン、タブレット PC といった新たな携帯端末の登場、</p>

頁	段落	意見
		<p>BWA、ポケット WiFi などの無線ブロードバンドサービスとともに、音声・動画プラットフォームや電子新聞・書籍等の新たな市場が世界的に形成されつつある中、電気通信市場における競争を的確に捉えるためには、従来のネットワークレイヤーのみならず、上位レイヤー（コンテンツレイヤー、プラットフォームレイヤー）や下位レイヤー（端末レイヤー）との関係について注視していくことが必要である。</p> <p>以上のような市場の新たな展開を踏まえつつ、今後の市場画定の在り方についても併せて検討を行うものとする。</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「市場画定の見直し」や「他のレイヤーとの関係等を考慮した評価」が今後の本制度の検討課題として挙げられています。競争セーフガード制度等、他の制度との連携を図る等し、市場の実態をより正確に捉えた評価手法を確立することが先決と考えます。これについては、本制度の評価結果において、「市場支配力が行使される可能性は低い」として、市場環境に問題が無いかなのような評価結果が示される一方で、競争セーフガード制度の意見等では、依然として各事業者から競争上の問題点が数多く指摘されている状況にあることから明らかです。
-	その他	<p><市場支配力の評価手法について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「電気通信事業分野における競争状況の評価に関する実施細目2009(案)」に対する弊社共意見(2009年12月28日)においても示しているところですが、市場支配力の分析に当たっては、市場支配力の「行使」が無くとも、その「存在」が競争事業者の参入意欲を削ぐ等、市場に対し潜在的な影響を与え得ることを考慮する必要があります。 ・ 従って、今年度の本制度実施においては、市場支配力の「行使」のみに着目した分析ではなく、「存在」をより重視した分析を行うべきと考えます。 <p><基本方針の見直しについて></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「電気通信事業分野における競争状況の評価に関する基本方針」(2009年12月)(以下、「基本方針」という。)について、「適用期間を定めず、必要に応じて適時適切に見直す」とされているところですが、アドバイザーボードにおいて基本方針に関する議論は行われておらず、その他の場において見直しの検討が行われたかも明確になっていません。

頁	段落	意見
		・ 基本方針見直しの検討について、アドバイザリーボードの議題に盛り込む等、検討プロセスの明確化及び議論の透明化を図るべきと考えます。

以上